

(1)

# 早く、援護を！

1974年5月25日発行 第9号  
 韓国の原爆被害者を救援する市民の会機関紙  
 事務局

〒565 吹田市桃山台3丁目86番5号  
 TEL 06(871)3446  
 振替口座 大阪 28307番

## 孫振斗さんの勝訴について

事務局 松 井 昌 次

去る三月三十日、福岡地方裁判所で、私たちが注目していた、孫振斗さんが福岡県知事を相手どって訴えた原爆手帳交付申請却下処分取消請求事件についての判決が言渡された。以下にその判決書にもとずいて、事件の経過と裁判所の判断の要旨を紹介することとした。

(一) 原告孫振斗さん(以下原告という)は、昭和四

五年一二月原爆治療を受けようとして日本に密入国し、佐賀地方裁判所唐津支部で出入国管理令違反により懲役一〇月の判決をうけて服役中、結核の病状が悪化したため刑の執行を停止され、国立福岡病院に入院し、その入院中である昭和四六年一〇月福岡県知事(以下被告という)に対して、原爆医療法にもとづく被

爆者健康手帳の交付を申請した。

ところが、被告はその後八カ月もたった昭和四七年七月一日、原告には日本における居住関係がないことを理由としてその申請を却下したので、原告が、原爆医療法にはその適用範囲について国籍や居住関係の有無によってなんら制限する規定がないことを理由として、被告に対し却下処分の取消を求めたのが本件である。

(二) 被告知事の主張はこういう。原爆医療法はいわゆる社会保障法であって、本来社会保障制度はその社会の構成員の福祉の増進をはかることを目的とするものであるから、外国人がその適用をうけるためには、日本国内に現在するだけでは足りず、少くとも適法に在留する者で、かつ日本社会の構成員として社会生活を営んでいることが必要である。従って、一時的旅行者のように日本国内に居住関係を有しない外国人については、原爆医療法は適用されない。原告は日本に不法入国の直後逮捕され、これに伴う刑の執行をうけるために日本国内に滞在していたにすぎないのであるから、右一時的旅行者の場合と異なるところはない。と。

(三) この事件に対する裁判所の判断は極めて

明快である。その理由の要点は

1 原爆医療法が第一条において、「この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が今なお置かれている健康上の特別の状態にかんがみ、国が被爆者に対し健康診断及び医療を行うことにより、その健康の保持及び向上をはかることを目的とする。」と規定していることは、被爆者個々人の救済を第一義とするものであり、社会全体の福祉の向上なるものは、その結果副次的にもたらされることがあるにすぎない。

2 「被爆者」の範囲を規定する同法第二条、手帳交付申請手続を定める同法第三条(手帳の交付を受けようとする者は、その居住地(居住地を有しないときはその現在地)の都道府県知事に申請すべき旨を定める)から見ても、この法律の適用を「被爆者のうち日本社会の構成員である者に限る」法意であるとうかがわせるものは何も存しない。

3 従って、原爆医療法の建前は、原子爆弾の被爆者でさえあれば、たとえその者が外国人であっても、その者が日本国内に現在することによって同法の適用を受けることができるものというべきである。その結果として、わが国に観光を目的として一時的に入国した外国人旅行者や不法入国した者についても、その者が原子爆弾の被爆者である限り、その者に同法は適用されることとなる。

4 しかしながら、このことはあくまでも同法の建前から導かれる結論であって、

## 孫振斗さん勝訴

△孫さんに治療を！▽ 大阪市民の会

小林良生

これら入国者に対しては、同法とは法益を異にした、他の国策にもとづく種々の法律が重疊的に適用される関係にあるから、その結果として、一時的に入国した外国人旅行者等については、その入国目的や在留期間に従うため、また、不法入国者については、刑事裁判による制裁に服するとか退去強制の措置のとられることがあるため、これら入国者においては原爆医療法が用意した救済の措置を十分に享受しえない場合がありうることとなるけれども、それであるからといって、これら入国者からの被爆者健康手帳の交付申請に対し、当該知事が他の法益や国策をおもんばかって同法の適用をためらうことは許されないことである。

## (四)

福岡地方裁判所は、右のような理由をあげて、福岡県知事が原告の手帳交付申請却下したのは違法であるとし、右却下処分を取消す旨の判決をした。これは、事件としては原告孫振斗さん一人に関するものではないが、間接的に在韓被爆者を含めすべての原爆被害者に対する日本政府の責任を明らかにしたのもとして、私たちももろ手をあげて賛同をおしまない。しかし、被告知事は不当にも、この判決に対し直ちに控訴し、孫振斗さんは、今もなお大村収容所にあって、さらに長期の闘いを強いられることとなった。今後も皆さんのご支援とご協力を願ってやまない。

一九七〇年十二月に、原爆症の治療と日本での在留のために密航してきた朝鮮人被爆者・孫振斗さんが、七二年十月に提訴した「被爆者健康手帳交付申請却下処分取消請求訴訟」は、福岡県を被告として8回にわたる公判を重ねてきましたが、三月三十日、その判決が福岡地裁で言い渡されました。孫さんは勝つたのです。

井野三郎裁判長による判決の要旨は次のようになります。

「日本国内に適法に在留し、かつ、日本の社会の構成員として社会生活を営んでいる外国人被爆者だけでなく「わが国に鑑光を目的として一時的に入国した外国人旅行者や不法入国した者についても、その者が原子爆弾の被害者である限り」原爆医療法を適用して被爆者健康手帳を交付するのが当然である。

孫さんは七一年十月に福岡県に被爆者手帳の交付を申請しましたが、県はその後9か月もたった七二年の七月に却下を通知してしましました。理由は、①原爆医療法は社会保障法の一つである。②社会保障制度はその社会の構成員の福祉の増進をはかるためのものである。

③従ってその適用には日本での適法な在留と、日本社会の構成員として社会生活を営んでい

ることの二条件を満たしていなければならぬ。④孫さんは受刑のために日本に在留しているにすぎないから、一時的に入国する旅行者と同様地域社会との結合関係（居住関係）がないというものであり、従って孫さんには原爆医療法は適用されない、と結論したので

福岡県のこの主張に対して、今回の判決は、①原爆医療法には他の、いわゆる社会保障法とは類を異にする特異の立法というべき側面がある。②同法には直接的にも間接的にもその適用を日本社会の構成員に限るとの意図がうかがわせるものは何もない、と述べており、県の判断が根本的に誤ったものであることを明確にしました。

在日朝鮮人の被爆者では、少数ながら被爆者手帳の交付を受けている人がいます。この人たちは制限のきびしい原爆医療法に定めるいくつかの症状のある人で、被爆したことを証明する二人の証人の証明が得られるなどの条件を満たした場合にはじめて交付を受けられるものですが、広島市では一五八九名（七三年十月現在）福岡県では四九名が交付を受けています。

しかし一時的な入国者には手帳が交付されませんでした。たとえば、六八年十二月に京

部での第二次大戦韓国戦没者慰霊祭に出席するため入国した林福順さんと齋粉連さんは広島市に手帳交付を申請しましたが、広島市から問い合わせを受けた厚生省は「短期滞在の旅行者の場合、居住地不確定で法的には交付は難しい」とし、二人は交付を受けられな

いまま帰国しています。  
今回の判決はこのような従来の厚生省の見解を否定するものとして注目すべきものです。ただし、この判決が出たことによって、孫さんが直ちに手帳の交付を受けたわけではなく、福岡県はこの判決を不服として、既に福岡高裁に控訴しています。

今後、孫さんの日本での在留と治療を実現するために運動をつづける必要があります。昨年末と今年春には韓国への送還船に孫さんが乗せられる事態は防げましたが、送還される可能性は依然残っています。ひきつづき運動へのご支援をお願いします。

孫さんは今もお、生活環境のよくない大村収容所にいます。

連絡先 大阪市東淀川区元今里北通二一  
六二 出中方 八孫さんに治療を！大阪市民の会  
振替 大阪六一五二一



### 孫振斗さん判決に際して

#### 協会の発表した声明書

孫振斗さんの判決に際して、韓国にある韓国原爆被害者協会は、次のような声明を行なった。参考までに掲載する。原文は韓国語。

### 声 明 書

今般、日本国における韓国原爆被害者孫振斗に対する裁判は、三月三〇日、一番において勝訴し、被爆者手帳を受け、原爆症治療を受けることを当然とする判決であった。

したがって、日本侵略戦争の犠牲者として韓国にいる二万余名の被爆者も、日本国内にいる日本人被爆者と同等に救済されることを要望する。

第一、韓国内被爆者に対する被害補償を要求する。

第二、韓国内被爆者に対し、治療と生活両面の援護及び原爆病治療総合病院の建設を要求する。

第三、日本国大平外相が、一九七二年十月九日に発言した外国人被爆者救済に関する特別法の立法を促進する。

以上のことを具体化するために、まず、全

一九七四年三月三〇日

韓国原爆被害者協会

会長 趙 判 石

### 日記から 義子

(四月十三日) 沖繩のYさんから、先に振替送金された八万二千円の内訳を速便で知らされておどろく。お金の問題ではなく、その誠実さ、その熱意にうたれる。「沖繩」と聞けば、心うずき、そこに住む人々に対して本土の人間としての負目を感じないではないが、その「沖繩」の友より強力な入会申出を受けたのである。月十口も申出られた方が数人あり、その実生活は、本土の私たちよりはるかにきびしい状況下にあることを思うと、全く頭があがらない。

(五月二十二日) 孫さんの手帳裁判が勝訴したとのニュースは、この長い苦しい訴える歩みに直接関わった人にも関わらない人にもひとしく、明るいはればれた気分をふりまいたが、決して手離しでは喜べない。つづく第二審と「退去強制令」裁判が待ちかまえている。「孫さんに治療を！大阪市民の会」のメンバーは、私共の会の発足当時より重要な役割を占め、密接に連絡し合い協力し合っているが、その通信15号の会計報告を見ておどろく。三月の収入三千余円、支払三万余円で、そのマイナス分は、こつこつと働きながら自立たぬ運動にうち込んでいる青年らの肩にかかっているのだから……。

# 「韓国人原爆被害者のための

## 国際アピール」

私たち市民の会は、五月はじめ次のよう  
しよう。

な国際アピールを世界の人々に送ることに  
なりました。それは、在韓被爆者の存在は、  
私たち日本人の責任にかかわりのある問題  
であるばかりでなく、全人類的な問題であ  
ることを考えたからです。

具体的には、世界の主要な新聞社、通信  
社、平和団体、宗教団体などに送ることに  
なっておりますが、こういう所にせひ送っ  
てほしいというような御希望がありましたら、  
お知らせ下さい。よろこんで送らせて  
いただきます。なお、原文は英語です。

### 〈国際アピール〉

皆様、原子爆弾は、広島と長崎で五万人の  
朝鮮人を殺したといえ、驚かれないでしょ  
うか。日本へ強制連行され、働かされてい  
たために死んだこれらの人々に同情されな  
いでしょう。もっと悲惨なのは、あの恐ろしい爆  
発から生きのびたものの、傷つき、不具にさ  
れ、火傷をうけた三万人の人々です。

日本は、これら労働者を、彼らの祖国から  
強制的に引き離し、最も汚なく、最も激しい  
仕事につかせるために、日本に連れて来まし  
た。次の数字をごらんになれば、朝鮮人の数  
が小さな流れから次第にふえて行って、あの  
暗い恐ろしい日に至った様子の一端がわかるで

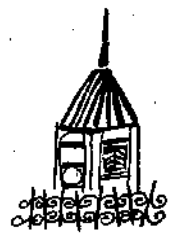
広島県下在住の朝鮮人の数

一九二〇年	一、一七三人
一九三〇年	一五、九六八人
一九三七年	一九、五二五人
一九四三年	六六、二七四人
一九四四年	八一、八六三人

(註) 四三年、四四年の数字は、国民徴  
用令およびいわゆる強制連行による朝  
鮮人の日本への移住の急増を示してい  
ます。)

世界中の多くの心ある人々は、日本人の原  
爆被害者には心を留めました。しかし、日本  
人と共に朝鮮人が多数被害したことを、誰が  
知っていたでしょうか。国境を越えて、同情  
や義捐金が日本人にはそがれましたが、こ  
れら無力の朝鮮人被災者は忘れられて来まし  
た。被爆して祖国に帰った時、彼らは、祖国  
自身が手に余るほどの困難を抱えていること  
を知りました。間もなく、その地は、戦場と  
化し、危険が日々の体験となりました。五年  
の戦争が終っても、韓国政府はこの戦争被災  
者の援護が精一杯で、昔の原爆被災者へ特別  
の救済を考へることなど、及びもつかぬこと  
でした。

「私はいつそ自殺して、この恐ろしい苦しみ  
から逃れたかった。しかし、妻が子供のこと  
を考へてくれるように懇願したので……」と



一人の韓国人被災者は苦痛に顔をゆがめて言  
いました。

「世間は、なぜ私たちに背を向けたのでし  
よう。私が死んだら、科学者はこの苦痛に引  
き裂かれた身体を使って、他の被災者にこの  
恐ろしい苦痛から救い出せるよう、いい方法を  
見つけてほしいと思います。その間も、私の  
子供たちの遊び友だちさえ、この恐ろしい原爆  
症が感染しはしないかと、あまり近づこうと  
しません」と、三人の子の母は叫んでいまし  
た。

「韓国の原爆被害者を救済する市民の会」  
は、原爆から生きのびたこれら韓国人の人々を  
救済することが、日本人およびこの美しい地  
球上に核兵器が存在することに断固として反  
対するすべての人々の義務であると信じて日  
本の市民のグループによって三年前に設立さ  
れました。これはいかなる政治的主張も  
まじえない集団です。隣人に対する絶大なき  
マン・ツウ・マンの訴えかけにより、この活  
動範囲は次第に大きくなって来ました。会員  
や賛同者からの寄付は、韓国被災者が団結し  
その苦しみを一般に知らせることに役立って  
来ました。しかし、すべての韓国人被災者に  
医療を施し、食物を与え、その人たちに新し  
い未来を与えるには、私たちの努力はまだ余  
りにも小さく、目標からは程遠いものです。  
私たちは、日本政府に対してこれら韓国人  
被災者を助けることを法制化することを求め  
て来ましたが、現在のところ、有効な措置は  
何らとられていません。韓国には、原爆被災  
者のための医師は一人もいません。原爆の専  
門病院もありません。実に、彼らが生計を立

てゐるための仕事も、彼らが生きて行くことができるようにするための有効な援助もありません。現在、韓国には、原爆から生き残った人々は、二万人を下らないと推定されています。いまわしい原子爆弾のこの生き証人たちは、むしばまれる健康と老令という避けることのできない運命によって、暗闇の中で、一日と、死んでゆく者の数を増しています。

このような状況の下に、韓国原爆被害者協会は、ソウル市郊外に、被爆者の自活村を建設しようと計画しています。この村で、幾人かの人々が共同で生活し、互いに助け合いながら、何かの手段によって生活することになっています。

このような時、より多くの人々がこの悲惨な韓国原爆被害者の存在を知り、これらの人々がより長く生きられるように、彼らに援助の手を差し伸べて下さることを願って、このアピールを世界中の人々に送ることに決めました。

原爆の苦しみは、今日は彼ら被爆者だけのものかもしれません。しかし、全人類が核兵器を禁止することを断固として決意しないならば、明日にはその苦しみは私たちすべてのものとなり、私たちの愛する者たちすべてのものになるのです。このことをよく考えてみましょう。彼らの中の幾人かにとっては、明日では遅すぎます。どうか、今日彼らに便りを送って下さい。彼らのために義捐金を送って下さい。そして、彼らに自分たちが忘れられた存在ではないのだということを、示して下さい。

韓国原爆被害者協会の住所は

大韓民国ソウル特別市中区仁峴洞二街  
七三一― 豊田商街三層  
社団法人韓国原爆被害者協会  
(会長 趙 判石)

# 「わしら黙っとれん」

在韓被爆者の訴え

七三年秋からこの春にかけて、韓国の原爆被害者たちは、「いま私たちが立ち上がらなければ、韓国被爆者の救済は日韓両国政府はもちろん、地球上から永久に忘れられてしまふだろう」との危惧を深め、さまざまのアピールを行ないつつあります。

それは、日本国内で、ようやく韓国被爆者救済の輪が拡がり始めたのに元気づけられたことと、被爆者の組織（韓国原爆被害者協会）が発足七年を経て土台が固まり、自力で援護をからとる運動の準備と決意が生れて来たからです。もちろん、戦後三十年近くも放置されてきた韓国被爆者の救済は、前途に気の遠くなるような難関が山積されたままです。だが、七十三年十一月、韓国外務省は協会に、「原爆被害者救済について、日本政府と目下交渉中でありませ故、御了解下さい」との公文書を送って来ました。この中には具体的な内容は何一つ盛り込まれていませんが、韓国政府としては、被爆者に対する初の態度表明だったのです。

いま、協会はこの公文書がただの紙きれに化さないよう、被爆者自身の手で内実化する

▲会計より▼二月一日以後の会計報告は都合で次号にまわさせていただきます。願はず御諒承下さい。



よう取り組みを始めています。「もう、わしら黙っとれん」――次の報告は、そうした被害者の切実な訴えと行動です。

一、声なく帰った遺骨に 七三年十一月十五日、長崎で被爆死した朝鮮人の遺骨百五十柱が二十八年振りに祖国に帰り、全羅南道の本浦に建てられた慰霊碑に安置されました。いずれも日本統治時代、強制連行されて炭鉱や建設現場で働かされていた人々たちです。戦後、長崎県下の寺などに無縁骨としてほこりのかぶるままに放置されていたのを、見かねた在日韓国人らの努力で、祖国帰還が実現したのです。だが、この日の慰霊祭には、強制連行と被爆の責任をとらねばならぬ善の日本政府関係者は誰一人参加しませんでした。

「これじゃ、みな犬死したも同然じゃな」。「わしらも、これと一緒にじゃ」 遺骨帰還の新聞記事を見ながら、ソウルの被害者協会事務所で、誰からともなく、こんな声が出されたのです。そして、慰霊祭に自分たちも参加し、アピールをしようということになり、なり

十四日夜、ソウル駅に趙判石会長と徐錫佑

副会長ら被爆者六名が集まりました。折りたんだ横断幕には「日本政府は韓国被爆者に責任を負え。人類平和の犠牲となった原爆被害者に補償せよ」と書いてありました。夜行列車はきついのですが、みんなの顔は紅潮していました。

翌日、六人は喪章をつけて慰霊祭の始まる午後一時前に会場に到着しました。木浦市長や一般市民約三百人が参加していました。趙会長はたずさえてきた声明文を読み出しました。

「日本は侵略戦争遂行のために、わが民族を同根同祖、内鮮一体、陛下の赤子等の甘言のもとに酷使し、いまとなっては知らんぷりをして……。目前の英霊のみでなく、原爆をうけて病氣と社会的冷遇に泣いて死んだ怨霊たち、そして今の瞬間も千秋の恨みを抱いて死にゆく被爆者は数えきれない。だが、日本政府は救護金、救護案の一片も示さず、今日の式にも、だれ一人参席して弔辭をささげる者がいないのは、人道上ありうべきことではないか。わたしたちは、悲劇が繰り返されないよう、核武器に反対し、平和建設のため闘うことをここに誓います。」

このアピールは式典のプログラム外のことであったわけですが、彼らとしては、せっぱつまった行動であったのです。この声明文に耳を傾けた人は多かつこといいます。

二、三菱徴用被爆者遺族会結成へ 戦争末期の四十四年八月から翌年にかけて、広島三菱重工業では、強制連行された朝鮮人三千人以上が働かされ、被爆したといわれています。そのうち機械工場にいた二百四十六人

が四十五年九月中旬戸畑港から船で帰国する途中、台風にあつて死にました。この事実は長い間埋もれていたのですが、犠牲者たちの上司であつた深川宗俊氏（広島在住）が、執念の調査で、このほどやっとつきとめました。新聞紙上にも紹介されましたので、ご存じの方も多いでしょう。

この犠牲の責任と補償を日本政府、三菱重工業に要求しようと、いま韓国で広島三菱重工業徴用韓国人被爆者遺族会（仮称）を結成する準備が進められています。差し当って、韓国内に散在する遺族捜し、彦岐の海岸に埋もれている遺骨の収容と補償を要求、犠牲者への未払い給料と、天引き貯金の支払い請求などを運動目標にしています。遺族代表を日本へ派遣する準備も進めています。

遺族会の世話役をつとめる盧長壽氏（金泉市在住、五十九歳）の話はこうです。

「私は十三歳で日本に渡り、広島で国民学校を卒業し、理髪店に勤めていました。弟が三菱重工業機械工場で働く朝鮮人の寮の舎監をしていた関係で、徴用工の世話を引受けました。八月六日は工場内で会議中、せん光を浴びました。解放になって徴用工の帰国船が出るというので、私と妻が残り、母と弟一家、妹とその夫の計六人を先に送り出しました。ところが、やがて故郷から届いた便りはいまだ一人も帰らずというのでした。

私は、夜も眠れず、やっと十一月上旬、百トンほどの貨物船をチャーターし、同郷の人らに乗せて広島沖から出発しました。ところが、こちらも途中台風に遭って彦岐の小さな港に避難したところ、はじめは村民が停泊を

許してくれませんでした。戦争が終つて、朝鮮に残っている日本人がいじめられているから、そのお返しだ、というのです。私は、村長と交渉して、やっと命拾ひしました。

ところが、その近辺に朝鮮人の死体がたくさん漂着していたのです。当時、朝鮮への帰国船が遭難したという情報がいくつか流れていましたので、その死体が母や弟たちだとはいすぐに思わなかったのですが、今考えると、実はあの中に肉親の遺体があつたのです。」

悲劇は、盧さん一家だけではありません。三菱徴用工の犠牲は、朝鮮人被爆者のすべてのことを照らし出しています。強制連行され、武器製造にかりたてられ、原爆被害には一銭の補償もない……。だから、盧さんは三菱関係者だけに運動をとどめず、韓国人被爆者全体が救済されるためのパネになるよう運動を拡げてゆきたい、と願っています。

三、被爆者みんなが声を上げよう 現在韓国原爆被害者協会に登録されている被爆者は約九千人。二万人と推定される生存者の半分近くです。だが、この登録会員全部に、協会の活動や日本国内での、例えばこの市民会の活動が知らされているわけではない、むしろ、むしろ、こうした動きを知っているのは、ソウルの協会本部と釜山、陝川などの支部に集ってくる一握りの会員にすぎません。というのは、九割以上の会員は交通不便な山間部に居住しているのです、たまたま支部長が訪問してくる時以外は、自分の病状と生活の心配だけでせいっぱいなのです。

「これでは、被爆者の自覚とか、自立した運動などはできない」。こういう声が起り、

協会の活動だけでも会員全部に知らせなくてはと、協会ニュースのようなものを出そうということになりました。理事の林明燮さんが編集長となり、早ければ、四月中に第一号が出る予定です。

内容は協会役員会の決定事項やお知らせのほか、被爆者全員がたとえ一行づつでも、自分の主張を記すことをねらっています。運動がすそ野をより拡げることができるよう。さらに、このニュースが日本語に訳されて、この市民の会報や他の平和団体誌にも紹介されれば、もっと多くの人に知られることになるでしょう。

ただ、乏しい協会運営費の中から発行費用を捻出するのは、かなり苦しいようです。「みなさまの特別カンパを期待します」とは編集スタッフ一同の弁です。

ここにも新しい芽が生れつつあります。

## わたしも一言

事務局 松井義子

四月三日、福田須磨子さんが紅斑症のために亡くなった。長崎で被爆、その体験を詩に訴えて、三十三年「原子野」、四十四年「われなお生きてあり」などの詩集を出しながら、原爆症のため入院をくり返していた福田さんと、当市民の会発足のきっかけとなった一九七一年八月の大阪森之宮労働会館での市民集會に、韓国原爆被害者協会の辛前会長と共に参加された時お目にかかったのが最初で

最後となった。

戦後二十九年、人々の意識からはや「原爆」のことは消え失せているかに見えながら、こうして現実一人のかけがえのない生命が、その「原爆」のために奪われてゆくという事実を前にして、改めて「原爆許すまじ」、これは二度とくり返してはならない大罪であることを痛感させられた。福田さんにこの地上で会えないことはさびしい。だが福田さんが命の限り叫びつづけたものを、残された者がしっかりと受けとめてゆかねばならぬ。悲しみの中にも心をひきしめて新しい意欲を燃やしてゆきたい。

うれしいニュースもあった。三月三十日、被爆治療のため密入国した韓国人孫振斗さんに被爆者健康手帳を交付すべきであるとされた福岡地裁の判決は、暗い長いトンネルを手探りで辿っていたような孫さんとその支援メンバーはもとより、在韓被爆者にとっても、一すじの光明がさした思いである。

戦後三十年近くもほおかわれてきた日本政府の責任が改めてきびしく問われたのである。今後の国外の被爆者に対する原爆医療については一刻も早く適切な対策がとられなければならない。こうして公に問題が明らかにされた以上、これまでのような生ぬるい態度ではすまされないのである。「民間ベースの援助は限界がある。日韓両国の政府レベルで交渉が進まない限り、真の解決はあり得ない」との広島原爆病院石田定内科部長談のように今後一そう世論に訴えながら政府レベルの交渉を促進する方向に働きかけてゆきたい。それには、在韓被爆者の中心となっている

韓国原爆被害者協会の活動をバックアップして(これまで幾度か責任者たちが経済的肉体的限界に追いつめられてその存続も危ぶまれていたが)被爆者自身が韓国政府に働きかけ得るよう、ささやかながら応援をつづけることが求められている。昨夏来日された趙会長、徐副会長がしみじみ語って下さった。「この市民の会から月々送って頂くお金で、なんとか協会の働きが支えられているのです。被爆者と連絡をとりながら資料を作り、何度も何度も足を運んでは訴え、政府の予算編成の中に、被爆者救済のためのものを取上げられるように一生けんめいやっています。どうやら、

私たちの訴えに政府も応じてくれる様子なので、もう一息だと張切っております。日本の皆さんも何かと大変でしょうが、どうかよろしくお願いします。」

このような方法で送金することをきびしく批判して、皆の心のこもった尊いお金は、協会の経費に使うのではなく、直接気の毒な被爆者に手渡すべきだと再三おっしゃって来られる方があって心を痛めている。勿論、それで何らかの実効があるなら、私たちもそうしたい。皆同じ気持ちだと思う。しかし、在韓の二万の被爆者に対しては、私たちのわずかのお金は殆んど焼石に水である。石田先生もいわれているように、どうしても政府レベルに持ってゆかなければ真の解決はあり得ないという現実を見極めなければならぬ。そんなことはとうてい望めないことだから、ともいわれるが、孫さんのひたむきな訴えが通ったように、こつこつと地味な努力の積み重ねが何より大切だと思う。「急がば廻れ」である。

# 会 計 報 告

1972.9.23 ~ 1974.1.31

(前回より繰越)		748,145
 (収入の部)		
会費収入	905,315	
仮払金戻入	280,166*	1,185,481
 (支出の部)		
韓国原爆被害者協会へ送金	440,144	
経費		
印刷費	65,700	
通信運賃	20,660	
雑費	3,720	
旅費		
電話料	6,605	
事務用品費		
会合費		
接待費	149,496	
振替手数料	11,060	
(経費小計)	257,241	697,385
 (差引残高)		 1,186,241

\*前回会計報告中の仮払金を精算するため、戻入りした。  
本会計年度の期末における仮払金は零である。

月々十五万ウオンとなるよう韓国へ送金しているが、月々決まって送金して下さる方々により常時一定の金額が振替貯金に確保されているという事は、なんとすばらしいことか。この間も、わが家の子供たちが、五、六年前お世話になった近くの小学校の先生が、心のもった多額のカンパを集めて下さった。日本人としてなすべきことをなすのみと、具

体的に募金に協力して下さる方々の存在に感謝させられる。一つのことには心を寄せて長く思いつづけることの尊さ、得難きを思う。まことに非力な事務局だが、こうしたお一人お一人に励まされてなんとか責任を果たしたいとねがっている。

## 編 集 後 記

皆さま、お元気でいらっしゃいますか。一月にはお届けする予定であった機関誌の発行が、このようにまた大巾に遅れ、御心配をおかけいたしました。失礼をおゆるし下さい。

そのような間にも、市民の会の運動を覚え、在韓被爆者たちの苦しみを覚えて、規則正しく御送金をつづけて下さる皆さまには、何と御礼を申し上げたらよいか、言葉を知りません。ほんとうに、もったいなく思っています。御協力を心より感謝申し上げます。

さて、他方、私たちの周囲の状況は、かなり変ってまいりました。それは、被爆韓国人孫振斗さんの勝訴によるわけですが、これはまことに喜ばしい事件です。もちろん、福岡県は、この判決を不満として、直ちに福岡高等裁判所に控訴いたしましたから、決して樂觀はできませんけれど、このように在韓被爆者の問題が、少なくとも正當に日本人の眼にも触れるようになり、まともに考えられるようになったことは、願ってもないことでした。このような事態の進展に励まされ、私たちの運動を一段と推し進めたいと思えます。

(せきとう)